

2019年5月

日本税協連福祉社会生命共済制度

優 You プラン

(団体定期保険・事業所一括加入型)

2018年5月 保険料率改定により月額掛金が引き下げられました。

2019年5月保障範囲が広がります!!

15歳から70歳
最高保障保険金額が**3000万円から6000万円**に引き上げられます。

71歳から75歳
新規加入・増額可能年齢が**70歳以下から75歳以下**に引き上げられます。
(加入・増額いただける保険金額の上限は3000万円が限度となります。)

76歳から80歳
更新継続加入者の保険金額の上限が**1000万円から1500万円**に引き上げられます。
(更新継続加入者は80歳まで。76歳以降は1500万円に自動減額になります。)

剰余金が生じた場合、配当金が支払われますので、
実質負担はさらに軽減されます。

平成29年度の配当実績 (平成30年7月お支払い分)

負担保険料の約**43%**

※配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払われる配当金額は現時点では確定しておりません。また、支払保険金の多寡などにより配当金は大きく変動します。「制度のお取扱い」の「配当金」についてもあわせてご覧ください。

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシ、別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧ください。保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

事務委託

日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階
TEL 03-5740-0927 FAX 03-5740-0921



日本税協連福祉社会

31

諸手続きの締切日

例 月	手続内容	効力開始日	日本税協連福祉社会事務局必着日
	追加加入	毎月1日	前月10日
	増額・減額		
	預金口座変更		
	脱退		前月20日

更新月	手続内容	効力開始日	日本税協連福祉社会事務局必着日
	追加加入	5月1日	3月29日
	増額・減額		
	預金口座変更		
	脱退		

なお、締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いたします。また、締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

諸手続きについて

ご加入内容に変更が生じた場合は、事務の手引きに綴りこまれている帳票をコピーのうえ
ご使用ください。
事務の手引きは毎年3月に各会員事務所あてに1冊送付しています。



送付物について

毎年3月▶パンフレット・事務の手引き・被保険者名簿(更新前のご加入状況です。)
毎年5月▶被保険者名簿(更新後のご加入状況です。)
パンフレット・事務の手引き・5月に送付する被保険者名簿は次回更新時まで保管してください。



お届けしたのは

優Youプラン の特徴

- スケールメリットを活かして**お手頃な掛金**で多額の保障が得られます。
- 医師の診査ではなく、**告知のみで申込み**ができますので手続きは簡単です。
- 毎年収支計算を行い剰余金が生じた場合は、**配当金**が支払われます。



保障内容

死亡保険金または高度障害保険金

保障範囲が広がります!!



ご加入コース月額掛金 (概算^{※1})

年齢	性別	6000万円	5000万円	4000万円	3000万円	2500万円	2000万円	1600万円	1500万円	1400万円	1200万円	1000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円
15歳~35歳 (S58.11.2~H16.11.1)	男性	7,380円	6,150円	4,920円	3,690円	3,075円	2,460円	1,968円	1,845円	1,722円	1,476円	1,230円	1,107円	984円	861円	738円	615円	492円	369円	246円
	女性	5,340円	4,450円	3,560円	2,670円	2,225円	1,780円	1,424円	1,335円	1,246円	1,068円	890円	801円	712円	623円	534円	445円	356円	267円	178円
36歳~40歳 (S53.11.2~S58.11.1)	男性	8,940円	7,450円	5,960円	4,470円	3,725円	2,980円	2,384円	2,235円	2,086円	1,788円	1,490円	1,341円	1,192円	1,043円	894円	745円	596円	447円	298円
	女性	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円	3,250円	2,600円	2,080円	1,950円	1,820円	1,560円	1,300円	1,170円	1,040円	910円	780円	650円	520円	390円	260円
41歳~45歳 (S48.11.2~S53.11.1)	男性	11,520円	9,600円	7,680円	5,760円	4,800円	3,840円	3,072円	2,880円	2,688円	2,304円	1,920円	1,728円	1,536円	1,344円	1,152円	960円	768円	576円	384円
	女性	9,180円	7,650円	6,120円	4,590円	3,825円	3,060円	2,448円	2,295円	2,142円	1,836円	1,530円	1,377円	1,224円	1,071円	918円	765円	612円	459円	306円
46歳~50歳 (S43.11.2~S48.11.1)	男性	15,780円	13,150円	10,520円	7,890円	6,575円	5,260円	4,208円	3,945円	3,682円	3,156円	2,630円	2,367円	2,104円	1,841円	1,578円	1,315円	1,052円	789円	526円
	女性	12,300円	10,250円	8,200円	6,150円	5,125円	4,100円	3,280円	3,075円	2,870円	2,460円	2,050円	1,845円	1,640円	1,435円	1,230円	1,025円	820円	615円	410円
51歳~55歳 (S38.11.2~S43.11.1)	男性	22,200円	18,500円	14,800円	11,100円	9,250円	7,400円	5,920円	5,550円	5,180円	4,440円	3,700円	3,330円	2,960円	2,590円	2,220円	1,850円	1,480円	1,110円	740円
	女性	16,020円	13,350円	10,680円	8,010円	6,675円	5,340円	4,272円	4,005円	3,738円	3,204円	2,670円	2,403円	2,136円	1,869円	1,602円	1,335円	1,068円	801円	534円
56歳~60歳 (S33.11.2~S38.11.1)	男性	31,320円	26,100円	20,880円	15,660円	13,050円	10,440円	8,352円	7,830円	7,308円	6,264円	5,220円	4,698円	4,176円	3,654円	3,132円	2,610円	2,088円	1,566円	1,044円
	女性	19,860円	16,550円	13,240円	9,930円	8,275円	6,620円	5,296円	4,965円	4,634円	3,972円	3,310円	2,979円	2,648円	2,317円	1,986円	1,655円	1,324円	993円	662円
61歳~65歳 (S28.11.2~S33.11.1)	男性	47,040円	39,200円	31,360円	23,520円	19,600円	15,680円	12,544円	11,760円	10,976円	9,408円	7,840円	7,056円	6,272円	5,488円	4,704円	3,920円	3,136円	2,352円	1,568円
	女性	25,800円	21,500円	17,200円	12,900円	10,750円	8,600円	6,880円	6,450円	6,020円	5,160円	4,300円	3,870円	3,440円	3,010円	2,580円	2,150円	1,720円	1,290円	860円
66歳~70歳 (S23.11.2~S28.11.1)	男性	68,940円	57,450円	45,960円	34,470円	28,725円	22,980円	18,384円	17,235円	16,086円	13,788円	11,490円	10,341円	9,192円	8,043円	6,894円	5,745円	4,596円	3,447円	2,298円
	女性	34,200円	28,500円	22,800円	17,100円	14,250円	11,400円	9,120円	8,550円	7,980円	6,840円	5,700円	5,130円	4,560円	3,990円	3,420円	2,850円	2,280円	1,710円	1,140円
71歳 (S22.11.2~S23.11.1)	男性	71歳からは3,000万円が限度となります。			44,850円	37,375円	29,900円	23,920円	22,425円	20,930円	17,940円	14,950円	13,455円	11,960円	10,465円	8,970円	7,475円	5,980円	4,485円	2,990円
	女性				22,410円	18,675円	14,940円	11,952円	11,205円	10,458円	8,964円	7,470円	6,723円	5,976円	5,229円	4,482円	3,735円	2,988円	2,241円	1,494円
72歳 (S21.11.2~S22.11.1)	男性				49,530円	41,275円	33,020円	26,416円	24,765円	23,114円	19,812円	16,510円	14,859円	13,208円	11,557円	9,906円	8,255円	6,604円	4,953円	3,302円
	女性				24,870円	20,725円	16,580円	13,264円	12,435円	11,606円	9,948円	8,290円	7,461円	6,632円	5,803円	4,974円	4,145円	3,316円	2,487円	1,658円
73歳 (S20.11.2~S21.11.1)	男性				54,960円	45,800円	36,640円	29,312円	27,480円	25,648円	21,984円	18,320円	16,488円	14,656円	12,824円	10,992円	9,160円	7,328円	5,496円	3,664円
	女性				27,750円	23,125円	18,500円	14,800円	13,875円	12,950円	11,100円	9,250円	8,325円	7,400円	6,475円	5,550円	4,625円	3,700円	2,775円	1,850円
74歳 (S19.11.2~S20.11.1)	男性				61,260円	51,050円	40,840円	32,672円	30,630円	28,588円	24,504円	20,420円	18,378円	16,336円	14,294円	12,252円	10,210円	8,168円	6,126円	4,084円
	女性				30,930円	25,775円	20,620円	16,496円	15,465円	14,434円	12,372円	10,310円	9,279円	8,248円	7,217円	6,186円	5,155円	4,124円	3,093円	2,062円
75歳 (S18.11.2~S19.11.1)	男性				68,700円	57,250円	45,800円	36,640円	34,350円	32,060円	27,480円	22,900円	20,610円	18,320円	16,030円	13,740円	11,450円	9,160円	6,870円	4,580円
	女性				34,380円	28,650円	22,920円	18,336円	17,190円	16,044円	13,752円	11,460円	10,314円	9,168円	8,022円	6,876円	5,730円	4,584円	3,438円	2,292円

▼ 更新継続加入者用 (76歳から80歳の方は新規加入・増額はできません。76歳からは1500万円が限度となります。)

76歳 (S17.11.2~S18.11.1)	男性				38,730円	36,148円	30,984円	25,820円	23,238円	20,656円	18,074円	15,492円	12,910円	10,328円	7,746円	5,164円
	女性				19,140円	17,864円	15,312円	12,760円	11,484円	10,208円	8,932円	7,656円	6,380円	5,104円	3,828円	2,552円
77歳 (S16.11.2~S17.11.1)	男性				43,905円	40,978円	35,124円	29,270円	26,343円	23,416円	20,489円	17,562円	14,635円	11,708円	8,781円	5,854円
	女性				21,420円	19,992円	17,136円	14,280円	12,852円	11,424円	9,996円	8,568円	7,140円	5,712円	4,284円	2,856円
78歳 (S15.11.2~S16.11.1)	男性				50,010円	46,676円	40,008円	33,340円	30,006円	26,672円	23,338円	20,004円	16,670円	13,336円	10,002円	6,668円
	女性				24,180円	22,568円	19,344円	16,120円	14,508円	12,896円	11,284円	9,672円	8,060円	6,448円	4,836円	3,224円
79歳 (S14.11.2~S15.11.1)	男性				57,060円	53,256円	45,648円	38,040円	34,236円	30,432円	26,628円	22,824円	19,020円	15,216円	11,412円	7,608円
	女性				27,510円	25,676円	22,008円	18,340円	16,506円	14,672円	12,838円	11,004円	9,170円	7,336円	5,502円	3,668円
80歳 (S13.11.2~S14.11.1)	男性				65,025円	60,690円	52,020円	43,350円	39,015円	34,680円	30,345円	26,010円	21,675円	17,340円	13,005円	8,670円
	女性				31,500円	29,400円	25,200円	21,000円	18,900円	16,800円	14,700円	12,600円	10,500円	8,400円	6,300円	4,200円

※1. 上記掛金は概算掛金です。実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金を払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。また、掛金は毎年更新日(5月1日)に見直されます。

※2. 上記掛金には、死亡保険金100万円あたり35円の制度運営費が含まれています。

※3. 上記および表紙に記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(2019年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6ヵ月を超えるものは切り上げて、6ヵ月以下のものは切り捨てます。



制度のお取扱い

加入(増額)対象者・加入手続き

- a. 加入対象者
日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員・事務局専従役職員(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)で、満14歳6ヵ月超満75歳6ヵ月以下(継続加入のときは満80歳6ヵ月以下)の方。
●上記年齢は2019年5月1日現在の年齢となります。なお、中途加入に際しても左記月額掛金表の生年月日でご確認ください。
●上記加入対象者でない方はご加入できません。
●万一、加入者が加入対象者でないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても保険金は支払われません。
●満75歳6ヵ月を超える方は新規加入・増額できません。
●ご家族(家族専従者を除く)はご加入できません。
- b. 告知
ご加入(増額)の際には、健康に関する簡単な告知をしていただきます。
- c. 同意確認
ご加入(増額)にあたり、会員事務所は、その役員・従業員・事務局専従役職員およびパートの方から、保障内容、保険金額、および会員事務所が保険金の一部の受取人となることについて同意確認(記名・捺印)をいただく必要があります。加入(増額)申込書に、ご加入者の同意印を押ししてください。

保険期間

- a. 2019年5月1日から2020年4月30日までの1年間が保険期間です。特段のお申出がない場合には、原則1年ごとに自動更新(継続)されます。
- b. 保険期間途中の加入者は、その中途加入日から2020年4月30日までが初年度の保険期間となります。保険期間途中の中途増額分についても同様です。

加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。

加入コースと掛金

- a. 掛金の負担は会員事務所となります。
- b. 月額掛金表のとおり、男女別・年齢群団別になっています。従業員の死亡退職金・弔慰金等の準備として、事業主の方は必要保障額により、それぞれ保険金額を設定ください。
- c. 月額掛金額は更新日現在(毎年5月1日)の年齢に基づいて決定されます(月額掛金表参照)。また、更新時において年齢群団が1ランクあがるご加入者については、掛金が自動的にアップすることになりますので、ご了承願います。

掛金の払込み

- a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」(略称CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に自動的に引き落しいたします。
- b. 掛金の口座引き落しが不能のときは翌月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に2ヵ月分の引き落としのご案内を行います。なお、2ヵ月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

配当金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金が各会員事務所に支払われますが本制度の安定、拡充のために配当金の一部を充当することがあります。
※毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。
※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

保険金の受取り

- a. 死亡保険金(高度障害保険金)の遺族(ご加入者)への支払いは会員事務所を経由して行います。
- b. 死亡保険金は保険金額の50%をご加入者の民法上の相続人が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、弔慰金等に活用します。高度障害保険金の場合も保険金額の50%をご加入者が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、ご加入者の生活保障等に活用します。なお、個人事業主が死亡した場合、会員事務所受取分は、配偶者・子(子が死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位に従ってお支払いさせていただくことになります。
- c. 死亡保険金請求の際には、請求書面上にご加入者の労働基準法による相続人(遺族補償を受けるべき方)の了知(署名・押印)が必要です。高度障害保険金の請求の際には、請求書面上にご加入者本人の了知(署名・押印)が必要です。

脱退

- a. ご加入者が死亡された場合、高度障害保険金支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、本制度から脱退となります。(脱退通知書をご提出ください。)
- b. 日本税協連福祉会を退会された際は、速やかに本制度につきましても脱退のお手続きをお願いいたします。



保険金の請求手続きについて

保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉会事務局宛ご連絡ください。
ご請求に必要な書類及び手続き方法についてご案内いたします。

支払われる保険金(保障の内容)

死亡保険金

ご加入者が保険期間中に、死亡されたとき

高度障害保険金

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態になられたとき

●高度障害状態【具体的事例】

- 1 完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 2 ・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても(杖歩行やスプーン等を用いての食事など)下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合
①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
- 4 両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 5 両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 6 片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 7 片方の手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が消滅します。

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

「高度障害状態」についての詳細は、[別紙](#)の住友生命ホームページ「保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)」にも掲載していますので、ご参照ください。

! 保険金が支払われない場合があります。詳しくは、[別紙](#) 注意喚起情報「5. 保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。



税務について

掛金の税務

会員事務所が負担した掛金は、福利厚生費として全額損金(必要経費)に算入できます。

ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる掛金を負担した場合は必要経費とならず、掛金のうちの保険料(配当金がある場合は配当金を差引いた金額)が一般生命保険料控除の対象となります。

昭和47年2月14日付直審3-7、法人税基本通達9-3-5-9-3-6の2・2-2-14、所得税基本通達36-31の2・36-31の4、所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2

死亡保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

経理上いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、死亡退職金・弔慰金としてご加入者の遺族に支給したとき損金(必要経費)に算入します。ただし、個人事業主が事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる保険金を受取った場合は一時所得となります。

会員事務所経由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

- 死亡退職金..... 法定相続人数×500万円
- 弔慰金..... 業務上死亡の場合、月収の3年分
業務外死亡の場合、月収の6ヵ月分

■ 相続税法第3条第1項2・第12条第1項5,6、所得税法施行令第30条第1項1、所得税基本通達9-23、相続税基本通達3-20

高度障害保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、社会通念上妥当な額を(災害)見舞金としてご加入者に支給したとき、その支給額を損金(必要経費)に算入します。ご加入者に支給された給付金は社会通念上妥当な金額については非課税です。

■ 所得税法施行令第30条第1項1,3、所得税基本通達9-21・9-23

配当金の税務

会員事務所が従業員のために負担した掛金について、配当金が支払われた場合は益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)に算入します。

※記載の内容は、2018年7月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。